

行政書士法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（指定試験機関の指定の申請）</p> <p>第二条の二 法第四条第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓二 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款及び登記事項証明書</p> <p>二 〓十二 （略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第二項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條の二第二項、第二十二條の三において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項の規定による申請、同法第十九条の十第一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項第一号（第二十一条第</p>	<p>（指定試験機関の指定の申請）</p> <p>第二条の二 法第四条第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〓二 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 〓十二 （略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條の二第二項、第二十二條の三において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項に規定する申請に関する申請書、資料及び書類の提出並びに書類の提示を行う業務をいう。）</p>

四項及び第二十二條の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第三項（第二十二條の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十條第三項及び第六十一條の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二條第一項及び第二項、第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一條第一項の規定による届出並びに同法第十一條第二項（第十二條第三項、第十三條第二項及び第十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者證明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十六條第一項、第二十八條第三項及び第二十九條第一項の規定による申請並びに同法附則第十六條第三項、第二十七條第五項、第二十八條第四項及び第二十九條第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者證明書の受領に係る業務をいう。）

二〇四（略）

二〇四（略）